

# 組合員の皆様へ

あいち海部農業協同組合

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対する

### 固定資産税等の減免制度について

中小企業庁より事業収入が一定以上減少している中小事業者・小規模事業者に対して令和3年度の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税と、事業用家屋に対する都市計画税を全額または2分の1に軽減する制度が発表されました。

※土地に対する固定資産税・都市計画税は対象外です。

#### 1. 該当される方

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上減少している方。

減少割合に応じて以下の通り減免されます。

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

#### 2. 市町村への申告期限

令和3年1月31日まで

#### 3. 市町村への申告方法

市町村への申告にあたっては、事前に市町村のHPから申告書を手し、必要事項を記入したうえで、認定経営革新支援機関等で申告内容に誤りがないか確認が必要です。

認定経営革新支援機関等とは、税理士・会計士等が該当します。

#### 4. お近くの税理士をお探しの際は

東海税理士会 津島支部

0567-23-0455

へお問い合わせください。

詳しくは中小企業庁ホームページ

(<https://www.chusho.meti.go.jp>) またはお住いの市町村のホームページをご確認ください。